

様式第1号（第3条関係）

メール119緊急通報システムご利用規約

菊池広域連合消防本部

1 メール119緊急通報システムのご利用を希望される方へ

菊池広域連合消防本部（以下「消防本部」といいます。）が運用するメール119緊急通報システム（以下「メール119」といいます。）の利用を希望される方は、このご利用規約を全てお読みになり、承諾のうえ、様式第2号「メール119登録依頼書」の提出をお願い致します。

2 ご利用概要・条件

メール119は、聴覚機能障がい（聴覚に障がいがあり、口頭による意思疎通ができない方。）、言語機能その他の障がいにより音声による119番通報が困難な方（以下「聴覚障がい者等」といいます。）が、携帯電話やインターネット端末機から電子メールによる消防本部へ緊急通報ができるシステムです。

ご利用ができる方は、消防本部管轄内（菊池市、合志市、大津町、菊陽町）に在住、在勤又は在学している聴覚障がい者等の方で、消防本部管轄内からのご利用に限らせていただきます。

3 ご利用上の遵守事項及び注意点

- ① 音声での119番通報ができる方が近くにいる場合には、その方に119番通報を依頼してください。
- ② 「メール119」に使う言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。また、画像等の添付ファイルをつけないでください。
- ③ 通報を行う際は、メールタイトルに「救急車です」「火災です」等わかりやすい内容を、メール本文に「場所（住所）」、「氏名」、「年齢」、「性別」に加え通報時点の状況を記載してください。
- ④ 「メール119」にかかる通信料は、利用者負担となります。
- ⑤ 「メール119」専用のメールアドレスは、絶対に漏らさないでください。
- ⑥ 登録したメールアドレスなどのメール119登録依頼書の内容に変更又は利用の停止をされる方は、様式第4号「メール119緊急通報システム登録（内容の変更・利用停止）届出書」を速やかに提出してください。
- ⑦ 電子メール（メール119含む。）は一般的にその仕組みからメールが届くのに時間がかかることがあります。
- ⑧ 「メール119」は、インターネットを利用しているため、契約事業者の工事

及びメンテナンス期間又はトンネル、地下及び建物の中など通信環境の悪い箇所、通信網のエリア外等ではメールが届かないことがありますのでご注意ください。

- ⑨ 消防本部指令センターでは、「メール119」を受信したら、すぐに返信メールを送ります。もし返信メールが遅い、届いていないと感じたときは、何らかの原因で正しく届いていない可能性がありますので、近くの人に助けを求めるなど、「メール119」以外の方法を利用してください。
- ⑩ 「メール119」を送信した後は、安全な場所で待機してください。また、携帯電話の電源は切らないでください。
- ⑪ 「メール119」での災害情報（火災や救急など）に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。
- ⑫ 法令違反行為及び社会秩序を乱す行為など消防本部が不適切と判断する行為が認められた場合は、登録を抹消するなどの措置をとらせていただく場合があります。
- ⑬ 不定期にご利用確認メールを送信しますので、受信後は速やかに返信してください。返信がない場合、申請住所へ登録者の存在を調査に出向き、もし確認が出来なければ、登録を抹消するなどの措置をとらせていただく場合があります。
- ⑭ 利用者の端末環境又は通信環境（前述⑧）その他の理由で、「メール119」が正常に利用できない場合がありますが、このことで利用者に生じた損害に、消防本部は責任を負わないものとします。
- ⑮ 「メール119」のアドレス登録にあたり、利用者の端末機が、コンピュータウイルスなどに感染し、利用者に損害が生じても、消防本部は責任を負わないものとします。
- ⑯ 「メール119」利用に関する情報（停止、変更、休止、廃止等）は、登録者への事前通知を行うものとします。この停止等での利用者、第三者に損害が生じた場合でも、消防本部は責任を負わないものとします。

4 緊急なご利用に備えて

- ① 「メール119」のアドレスは、すぐに使えるようあらかじめ携帯電話やパソコンのアドレス帳に登録しておいてください。
- ② 通報例文を作成し保存しておくと、「通報メール文」を速やかに送信できます。